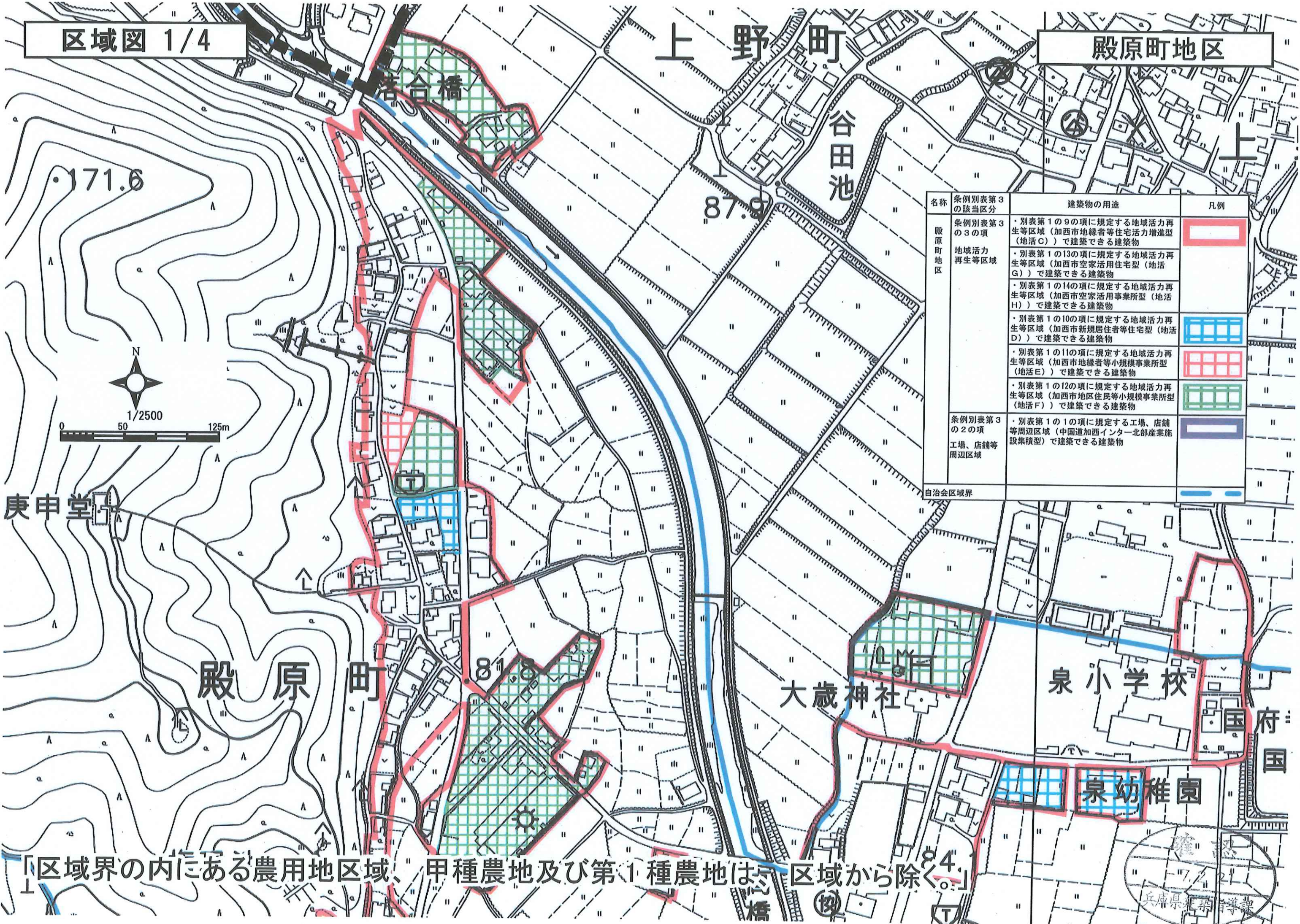
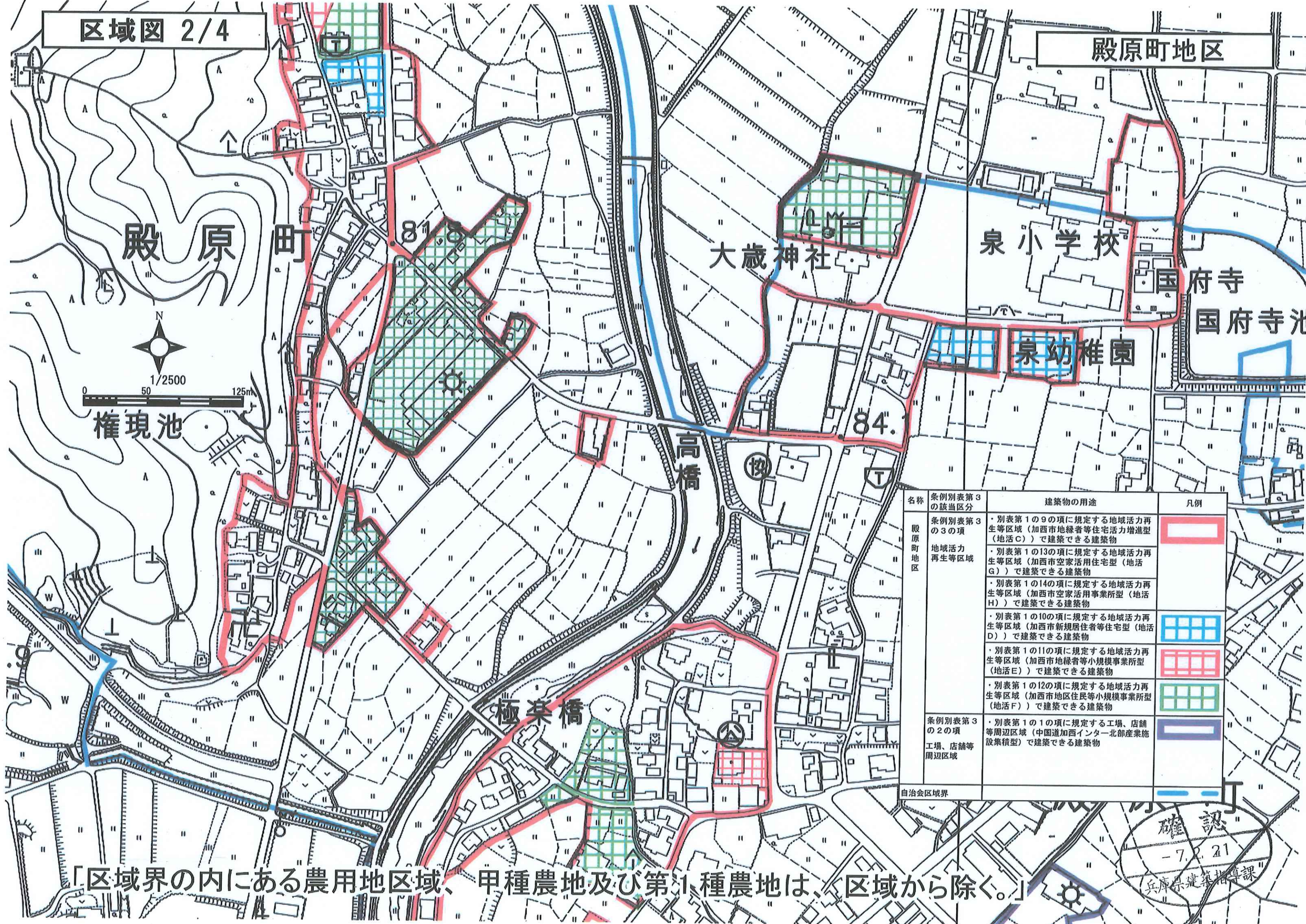




名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
殿原町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項	・別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）で建築できる建築物	
	工場、店舗等周辺区域		
	自治会区域界		

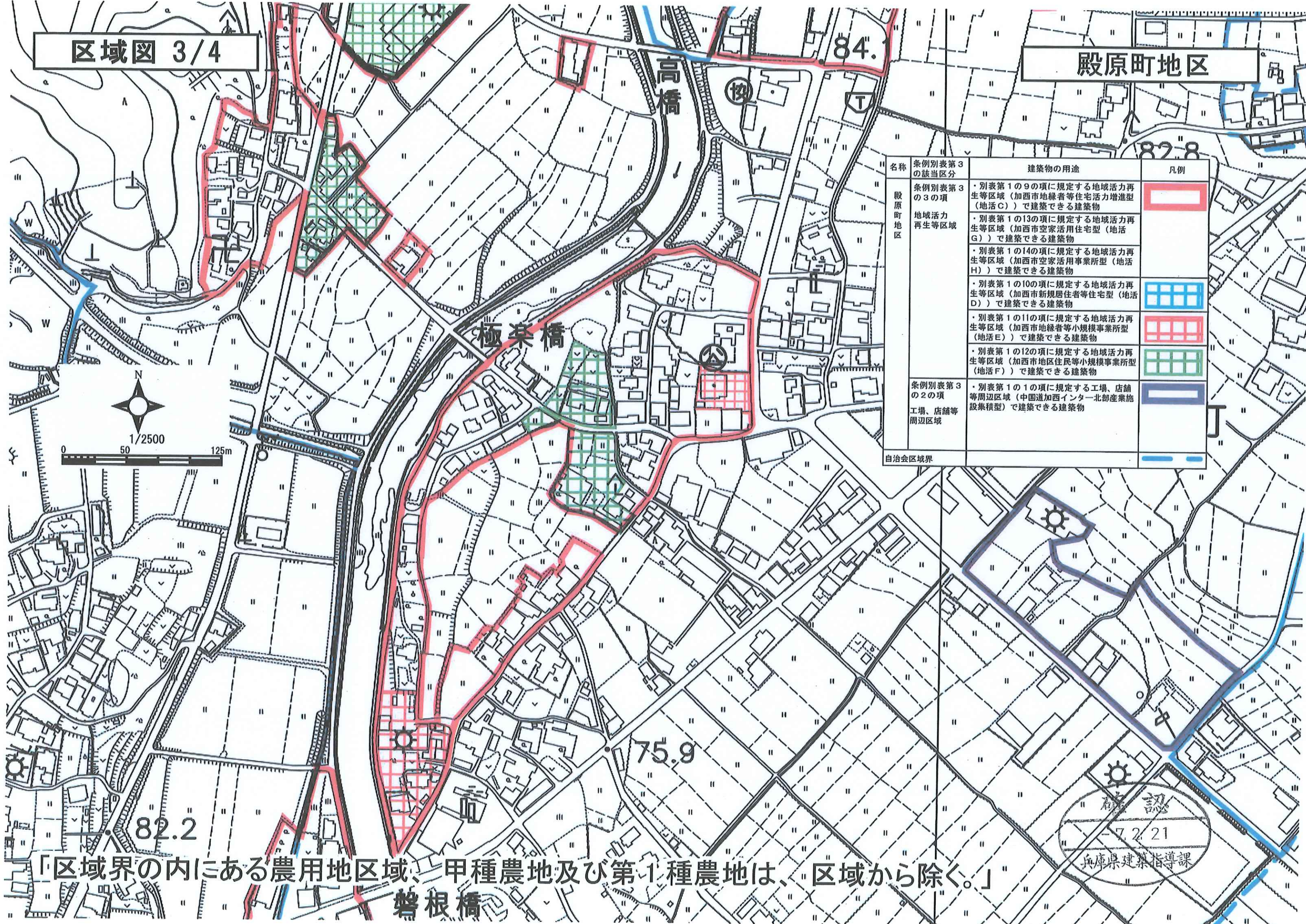
「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
殿原町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項	工場、店舗等周辺区域	
自治会区域界			

確認
-7.2.21
兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
殿原町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項 工場、店舗等周辺区域	・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
		・別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認
7.2.21
兵庫県建築指導課

82.2

75.9

磐根橋

75.3

73.3



1/2500

0 50 125m

129.7

富橋

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
殿原町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項 工場、店舗等周辺区域	・別表第1の1の項に規定する工場、店舗等周辺区域（中国道加西インター北部産業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

